



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

訓 令

- 令和3年度における会計年度任用職員の年次休暇以外の有給休暇の特例に関する規程（人事課）…………… 1
- 教育委員会事項**
- 令和3年度における会計年度任用職員の年次休暇以外の有給休暇の特例に関する規程…………… 1

訓 令

沖縄県訓令第25号

知 事 部 局
労働委員会事務局

令和3年度における会計年度任用職員の年次休暇以外の有給休暇の特例に関する規程を次のように定める。

令和3年10月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

令和3年度における会計年度任用職員の年次休暇以外の有給休暇の特例に関する規程

会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程（平成8年沖縄県訓令第8号）第10条第10号の規定の適用については、令和3年度にあつては、同号中「1の年の6月から10月までの期間」とあるのは、「令和3年6月から令和4年3月までの期間」とする。ただし、令和3年6月から同年10月までの全期間を休業、退職、停職、休暇又は欠勤のため勤務しなかった者及び同年11月1日以後に採用された会計年度任用職員については、この訓令の規定は、適用しない。

附 則

この訓令は、令和3年10月26日から施行する。

教育委員会事項

沖縄県教育委員会訓令第10号

令和3年度における会計年度任用職員の年次休暇以外の有給休暇の特例に関する規程を次のように定める。

令和3年10月26日

沖縄県教育委員会
教育長 金 城 弘 昌

令和3年度における会計年度任用職員の年次休暇以外の有給休暇の特例に関する規程

次に掲げる訓令の規定の適用については、令和3年度にあつては、「1の年の6月から10月までの期間」とあるのは、「令和3年6月から令和4年3月までの期間」とする。ただし、令和3年6月から同年10月までの全期間を休業、退職、停職、休暇又は欠勤のため勤務しなかった者並びに同年11月1日以後に採用された会計年度任用職員及び外国語指導助手については、この訓令の規定は、適用しない。

- (1) 沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第22号）第10条第10号
- (2) 外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程（令和2年沖縄県教育委員会訓令第3号）第9条第9号

附 則

この訓令は、令和3年10月26日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階</p>
---	--